

5 1 0 特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

1．特例を設ける趣旨

官民協働の運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すこととしておりますが、監獄法には、民間委託を可能とするための根拠規定等が設けられていないことから、施設の警備や被収容者の処遇の一部等の事務を民間に委託することができません。

そこで、監獄法等の特例措置を設け、行刑施設の事務の民間委託を推進することにより官民協働の運営を実現するとともに、地方公共団体においても、行刑施設の業務が大幅に民間委託されることにより、構造改革特別区域における新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化にもつながることが期待できるものです。

2．特例の概要

本措置は、施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とするとともに、守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、事務を円滑かつ適正に実施するための所要の規定を設けるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」とは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの業務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれがあるところ、特例措置を講じるに当たって、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。

「将来にわたるその安定的な運営」とは、“迷惑施設”である行刑施設においては、改築等に際しての移転問題が付きものであり、構造改革特区制度を活用することで、地域の役割を制度として位置付けることは、将来にわたり安定的な運営を確保する上で極めて有益であることから、これを要件とする趣旨です。

「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期待できるよう、受託者の範囲を限定したものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、地域の経済活動が活性化するとともに、新たな雇用が生まれる機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、地方公共団体にとっては、受託者に対する地方税の課税主体となることから、法人住民税、事業税などの税収入が増加することが期待されます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- ・ 当該特区内に、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることや、周辺住民等の理解と協力が得られているなど、行刑施設の運営に民間事業者が参画しても事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことがわかるように記載すること。
- ・ 当初から、本特例措置の適用を受けることを想定している事業者について法人名及び所在地、委託を受けて行おうとしている事務の範囲について記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

5 1 1 ・ 9 2 9 特定行刑施設における病院等の管理の委託促進事業

1．特例を設ける趣旨

行刑施設には、被収容者への医療を提供するために病院等を設けていますが、医師の確保については、常勤の医師はもとより、非常勤の医師についても、その採用が困難な状況です。

そこで、病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託することを可能とすることにより、被収容者に対する医療体制の充実を図るとともに、病院等に診療設備を地域住民への医療を提供するために利用することを可能にすることにより、地域医療が充実し、地域の活性化が図られることが期待できるものです。

2．特例の概要

国が行刑施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため、当該公的医療機関開設者等が行刑施設内の診療設備等の利用を可能とするための所要の規定を設けるものです。

3．基本方針の記載内容の解説

受託者を「公的医療機関開設者等」と限定したのは、公的医療機関は、公的な性格が強く、医療機関を安定的に経営することができる基盤を有するためであり、このような医療機関に限り、被収容者への医療の提供を委託し、更にその場合に限って、被収容者への医療の提供に支障のない範囲で、地域住民への医療サービス提供のために診療設備等の利用を認めるものであれば、行刑施設の適正な運営に支障を生じるおそれは少ないと考えたためです。

「被収容者の診療に支障のない範囲内で」とは、行刑施設内の病院等は、本来、当該施設に拘禁されている被収容者に対して適切な医療を提供することを目的とするものであり、診療設備等の地域医療のための利用はこれに支障のない範囲とする必要があることから、その旨の限定を付すものです。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- ・ 管理を受託する公的医療機関開設者等については、その名称、行刑施設に配置する医師等の数及び対応可能な診療科目を記載すること。
- ・ 行刑施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させる場合

には、診療科目及び診療時間を記載すること

- 5．当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

8 2 2 公私協力学校設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

地方公共団体と民間主体との連携・協力により、地方公共団体による一定の支援と関与のもと、民間のノウハウや人材を活用しつつ、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が図られるよう、構造改革特別区域において、公私協力方式による高等学校及び幼稚園の設置の促進を図るものです。

2 . 特例の概要

高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとします。

3 . 基本方針の記載内容の解説

(1) 基本的な用語の解説

「公私協力学校」は、地方公共団体が内閣総理大臣から本事業に係る特区計画の認定を受けた場合に、当該特区計画により設置すべきものとされる学校です。公私協力学校は、地方公共団体と学校法人との連携及び協力により設置・運営されるものであり、地方公共団体が特区計画を通じて実現しようとする教育は、公私協力学校において、その提供がなされることとなります。

「協力学校法人」は、公私協力学校の設置及び運営を目的として設立される学校法人であり、地方公共団体が地域ニーズに対応した教育を提供するために策定した公私協力基本計画に基づき、当該教育を実施する公私協力学校を設置・運営します。

「協力地方公共団体」は、内閣総理大臣から特区計画の認定を受けた地方公共団体であって、協力学校法人が公私協力学校の設置・運営を行う際の連携及び協力の相手方となる地方公共団体です。

(2) 公私協力学校の設置、協力学校法人の設立等に係る手続きについて

協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁が異なる場合、協力学校法

人(又は指定設立予定者)が所轄庁に対して以下のアからエの申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければなりません。この場合、協力地方公共団体の長は、その申請又は届出に係る事項に関して意見を付すことができ、また、所轄庁はその意見に配慮しなければなりません。

- ア 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請
- イ 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- ウ 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- エ 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請
- オ 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出

協力学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければなりません。

(3)「公私協力基本計画」について

公私協力基本計画は、協力地方公共団体の長が、公私協力学校の設置・運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項として規定するものです。公私協力基本計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

- ア 教育目標に関する事項
- イ 収容定員に関する事項
- ウ 授業料等の納付金に関する事項
- エ 施設設備の整備、運営費の助成に関する事項
- オ 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- カ その他の文部科学省令で定める重要事項(入学者の選抜に関すること等)

協力地方公共団体の長は、地域の教育の需要の状況の変化等により公私協力基本計画の変更が必要であると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができます。

協力地方公共団体の長が公私協力基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(4)公私協力学校の設置・運営を行うべき者の「指定」について

協力地方公共団体の長による公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定は、公告された公私協力基本計画に基づき学校を設置・運営しようとして、その旨の申し出を行った者のうちから行うものとします。協力地方公共団体の長は、申し出を行った者が、公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認めるときでなければ指定をしてはなりません。

協力地方公共団体の長は、協力学校法人が公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づいて適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、公私協力学校に係る指定を取り消すことができます。その際、指定の取消しを受けた協力学校法人は、公私協力学校の廃止の認可を所轄庁に申請しなければなりません。

(5) 「公私協力年度計画」及び収支予算について

公私協力年度計画は、協力学校法人が、毎会計年度、公私協力学校の運営に関して作成する計画のことです。公私協力年度計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

- ア 教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画
- イ 当該年度における教育課程の編成
- ウ 当該年度における授業料等の納付金の額
- エ 当該年度における生徒又は幼児の募集の方法及び募集定員
- オ ア～エに掲げるもののほか、公私協力基本計画の規定により公私協力年度計画で定めるものとされている事項
- カ その他当該年度における公私協力学校の運営に関する重要事項

協力学校法人は、公私協力年度計画及び毎年度の収支予算について、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとします。また、これを変更しようとするときも同様の認可が必要です。

協力地方公共団体の長は当該認可の決定(変更の認可を含む)に際しては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(6) 協力学校法人に対する助成措置等について

協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置認可を受けた時点において、公私協力基本計画の実施に必要な施設設備の整備をなお必要とする場合には、当該施設設備を無償若しくは廉価で貸与若しくは譲渡し、又は当該施設設備の整備に要する資金を出えんするものとします。

協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、授業料等の自己収入のみでは経費に不足を生じることとなると認められ

る場合には、公私協力基本計画で定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとします。

協力地方公共団体の長は、上記 及び の助成を受ける協力学校法人に対して、次のアからウの権限を有しています。

ア 助成に関し必要があると認める場合において、協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は協力地方公共団体の職員に協力学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

イ 協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

ウ 協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

上記 及び の助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号））に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければなりません。

協力地方公共団体の長又は協力学校法人の所轄庁が協力学校法人に対して、上記 による権限の行使等を行う場合には、相互に密接な連携を図りながら、これを行わなければならないものとします。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

公私協力学校の設置を進めることが、地方公共団体自らが公立学校を設置するといった他の方法より教育効果・効率性等の観点から適切だと認めた理由、公私協力基本計画の内容に関する事、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定の要件に関する事、協力学校法人に対する支援の具体的内容に関する事、については、可能な限り詳細に記載するようにしてください。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。